

高等教育修学支援資金貸与基準

1 貸与対象者

- (1) 短期大学又はこれと同等と認めた学校に入学又は在学している者
※同等と認めた学校とは、学校教育法の専修学校、監督庁の認可を受けた専修学校とする。
(「国民年金学校納付特例制度の対象となる教育施設」参考)
- (2) 大学（修業年限が4年～6年）に入学し又は在学している者
- (3) 大学院（修業年限が2年のもの）に在籍している者

2 貸与額

- (1) 短期大学又は専修学校 月額4万円（3年制の短大は3年間の貸与）
- (2) 大学・大学院 月額4万円

3 貸与条件

- (1) 無利子とする。
- (2) 借入者の保護者の課税標準額が概ね400万円を超えない者。
- (3) 貸与は、同一世帯一人とする。（現に借入者がいる世帯には貸与をしない）

4 償還期限

- (1) 短期大学又は専修学校
貸与終了後から2～6年以内。ただし、卒業後引き続き大学に進学する場合、町長の許可を得てその期間中償還を据え置くことができる。
- (2) 大学及び大学院
貸与終了後から4～12年以内。

- 5 保証人等 借入者は当該学生とし、連帯保証人は保護者及び他の1名とする。
連帯保証人は、原則として町内に住所を有し、現在所得のある者とする。

- 6 貸与方法 資金を借り入れする学生の預金口座に、3ヶ月毎に振り込みをする。

7 貸与審査基準

- (1) 申込者が貸与枠を超えた場合、課税標準額の低い者から貸与する。
- (2) 借入者の保護者に町税、水道料金の滞納がないこと。

8 その他

- (1) 毎年の貸与者数は、短大等10名、大学10名以内とする。
- (2) 申込方法 申請書に入学証明書又は在学証明書を添えて教育委員会教育課へ提出する。
- (3) 専修学校一般課程や各種学校、省庁大学校等の本制度の対象外となる学校種には印紙税非課税措置を適用しない。